

シンティ・ロマの戦後補償：三つの要因の視点から

宮本，和弥
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/8287>

出版情報：学生法政論集. 1, pp.95-106, 2007-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

シンティ・ロマの戦後補償—三つの要因の視点から—

宮本和弥

はじめに

第一章 「連邦補償法」を中心とした補償枠組みとシンティ・ロマ

第二章 「特例基金」を中心とした補償枠組みとシンティ・ロマ

おわりに

はじめに

日本の過去への取り組みを考える際、ドイツの「過去の克服」がよく引き合いに出される。しかしその評価は両極端であり、一方で肯定的な面から理想化する評価¹が、他方で否定的な面から矮小化する評価²がなされている。こうした評価は、進展要因と阻害要因に規定されながら行きつ戻りつを経緯をたどって徐々に進展した「過去の克服」の側面を十分に反映していない。

1980年代以降、ナチ期の代表的な被迫害者であるユダヤ人以外の被迫害者への対応が問題視され、シンティ・ロマは「忘れられた犠牲者」としてこの「過去の克服」の議論で登場することとなった。このシンティ・ロマとは、過去「ジプシー」という名で法的にも社会的にも差別を受け、ナチ時代にはユダヤ人と同様に絶滅政策の犠牲となった人々で、ドイツ国内に居住するシンティ族やロマ族の総称である。

戦後より始まる「過去の克服」の議論の中で比較的遅い時期に登場したシンティ・ロマであるが、それでは、シンティ・ロマの戦後補償はどのような過程を経て形成され実施に移されたのであろうか。その際、何が進展要因であり何が阻害要因であったのか、そしてこれらの要因が補償においてどのような特徴をもたらしたのか。こうした問題意識をもとに、本稿ではシンティ・ロマの戦後補償について、進展要因としての「推し進める力」、阻害要因としての「押しとどめる力」、およびこの問題に影響を与えた国際的な「外的要因」という3つの要因の視点から補償政策の展開や実施を考察することにした。

こうしたシンティ・ロマの戦後補償問題を検討したものは、金子マーティン氏³の研究が

¹ 例えば、粟屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任—日本とドイツどう違うか—』朝日新聞社、1994年（朝日選書）。

² 例えば、木佐芳男『「戦争責任」とは何か—清算されなかったドイツの過去—』中央公論新社、2001年（中公新書）。

³ 金子マーティン「ロマ民族のナチス被害に対する国家補償」『歴史学研究』630号、1993年。

挙げられる。この研究は、シンティ・ロマの社会的差別や人権獲得運動の取り組みとしてシンティ・ロマの補償政策を検討しており、とりわけ補償の展開や実施における「民族差別的」な行政的差別に関して貴重な示唆が得られる。しかし、補償政策の遅滞要因の解明に重点をおくため、補償の進展要因にはさほど言及していない。さらに、シンティ・ロマへの差別を「ジプシー概念」で分析する大里賢太氏の研究⁴も挙げられる。また、3つの要因の視点は石田氏⁵や熊野氏⁶の「過去の克服」研究に依るが、これらの研究は、ドイツ「過去の克服」をバランス良くかつ的確に取り上げており、本稿に有益で必要不可欠な視座を提供している。なお、国外ではマーガリット・ギラッド (Margalit Gilad) ⁷が戦後ドイツ社会におけるシンティ・ロマの状況を詳細に分析しており、本稿において少なからず参考にしている。

こうした研究を参考にしつつ、以下ではシンティ・ロマの戦後補償を3つの要因の視点より見ていくことにしたい。

第一章 「連邦補償法」を中心とした補償枠組みとシンティ・ロマ

第一節 補償政策の開始

1945年5月の無条件降伏を受けて、終戦直後より連合国は占領統治を開始した。これに伴い、ナチ体制下での被被害者を救済する必要が問題となった。しかし、ドイツの人々は連合国に対して被害者意識を抱いていたため、ドイツ人の側から自発的にナチによる被被害者を償う動きは見られなかった⁸。そこで、ナチ被被害者への補償政策の開始は占領軍政府、すなわち「外的要因」によるものとなった。

1945年10月末、バイエルン州のアメリカ軍政府は、バイエルン州首相に被被害者の救済を求める書簡を送付した⁹。その中で軍政府は、ナチの法による差別の結果もしくはヒトラーへの闘争的抵抗ゆえに苦しめられたドイツ人に、食糧や燃料、医療などの援助を行なうよう要求した。また、イギリス軍政府は、1945年12月の地区政治指令第20号の中で、「人種的、宗教的、政治的な被被害者に食糧供給、就業機会、住宅供給に関する優遇措置をとり、

⁴ 大里賢太「継承される差別—『ジプシー概念』とドイツにおける『ジプシー政策』をめぐって—」『立命館言語文化研究』第12巻3号、2000年、大里賢太「定位される『ジプシー』」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』柏書房、2002年。

⁵ 石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ—』白水社、2002年。

⁶ 熊野直樹「ドイツの『過去の克服』—国内外の三つの力が戦後補償に影響した—」『エコノミスト』83巻41号、2005年。

⁷ Margalit, Gilad: *Germany and its Gypsies: a post-Auschwitz ordeal*, Wisconsin, 2002.

⁸ 石田、前掲書、76頁参照。

⁹ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp. 85-7.

経済的支援を行なう」よう州政府に命じた¹⁰。その結果、1949年4月のアメリカ占領地区補償法を皮切りとして、1950年までに連邦共和国のあらゆる州で補償法が制定された。

この補償法でナチズムによる被迫害者とされる人々として、アメリカ軍政府は、シンティ・ロマに名指しでは触れていない。しかし軍政府は、シンティ・ロマへの迫害をユダヤ人被迫害者と同様の人種的な迫害として取り扱った。そして、軍政府は、政治的・人種的・宗教的理由から迫害されたあらゆる人々に対して健康面精神面双方の被害をドイツ当局が補償すべきであると主張した¹¹。

しかし、補償当局や司法当局の対応はシンティ・ロマの補償を「押しとどめる力」として作用した。1946年10月、イギリス占領地区の補償当局は、シンティ・ロマがナチズムの被迫害者として認定を受ける際の適格性に疑念を提起した¹²。また、1950年5月、アメリカ占領地区バーデン・ヴュルテンベルク州内務省は、シンティ・ロマの補償請求について「ジプシーや混血ジプシーはもっぱら人種的理由からではなく、その反社会的な犯罪行為によって迫害され拘禁されてきた」と指摘し、シンティ・ロマの補償申請を「刑事警察や浮浪者本部の調査に委ねるべきである」とする訓令を出した¹³。この「刑事警察」や「浮浪者本部」では、ほぼ完全なナチ期との人的連続が保たれていた¹⁴。そのうえ、補償の審査においてナチ期作成の資料が利用されたため、補償申請はほぼ却下されていた。一方、裁判所もまた1950年から1953年までの裁判において補償当局の見解に同意し、1943年12月16日のアウシュヴィッツ令¹⁵発令以前に「ジプシー」に対して人種的に動機付けられた尺度は用いてられていないと判断した¹⁶。

さらに、政治的被迫害者からも補償を「押しとどめる力」となる議論が生まれた。この政治的被迫害者は、シンティ・ロマが被迫害者たる適格性を疑われる状況に対して、「反社会分子」との違いを強調する必要を感じていた。また強制収容所におけるシンティ・ロマとの遭遇経験は、シンティ・ロマへの偏見をいっそう強固なものにした。その結果、政治的被迫害者は、「反社会分子」への補償がファシズムの真なる抵抗者や被害者への侮辱であると主張した¹⁷。

¹⁰ 石田、前掲書、77頁参照。

¹¹ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp.91-2.

¹² Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp.94-5.

¹³ 金子マーティン「ロマ民族のナチス被害に対する国家補償」『歴史学研究』630号、1993年、22頁参照。およびグラタン・バックソン、ドナルド・ケンリック著（小川悟監訳）『ナチス時代の「ジプシー」』明石書店、1984年、257-8頁参照。

¹⁴ ロマニ・ローゼ（小川悟訳）「人種主義ではなく市民権を」『部落解放研究』53号、1986年、99-101頁参照。

¹⁵ 「ジプシー」の最終的解決策を提示した命令で、強制収容所への移送と断種・不妊手術の実施を定めていた。

¹⁶ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p.124.

¹⁷ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p.94.

このように占領軍の要求という「外的要因」によって戦後まもなく補償法が制定されたが、シンティ・ロマへの迫害を「人種的迫害」の枠外に置く補償当局や司法当局の認定基準や「反社会分子」との同一視を嫌う「政治的被害者」の議論が「押しとどめる力」として働く状況の中で補償政策は開始された。

第二節 「連邦補償法」の成立

しかしながら、連邦共和国が独立を回復し国際社会への復帰を目指す上で、こうした受動的な補償枠組みは変容を余儀なくされた。1952年5月22日に独立に際して英米仏との間で締結された移行条約や、1952年9月10日に対独ユダヤ人物的請求会議との間で締結されたハーグ第一議定書¹⁸においては、さらなる補償の実施が要求されていた。これらの取り決めは、補償枠組みを変容させる「外的要因」となった。

また、初代首相アデナウアーは、国民の統合や反人種主義の規範作りという国内的課題から、ナチ不法の被害に対する補償と戦争と占領がドイツ国民にもたらした被害に対する補償を並行して進める政策をとった。そこで一方でナチ不法の被害に対する補償政策として「連邦補完法」や「連邦補償法」が制定され、他方でドイツ国民一般の被害に対する補償として「連邦救援法」や「連邦負担調整法」などが整備された¹⁹。アデナウアーの政策は、ドイツ国民への補償がナチ不法の補償総額の約7.5倍となるアンバランスな側面を持つが、新たな補償の枠組みへ向けて補償政策を「推し進める力」として作用した。

その結果、移行条約やハーグ第一議定書の基本原則にあわせて、1953年9月に「連邦補完法」が制定された²⁰。そして共産主義者を一括して排除する²¹などの「連邦補完法」の法的な欠陥に対して、直ちに議会で改正・追加作業が着手され、1956年に第3次改正法として「連邦補償法」²²が成立した。

しかし、補償当局は、シンティ・ロマについて1943年1月のアウシュヴィッツ令以前の迫害を認めない見解を支持していた。例えば1955年の補償当局のコンメンタールでは、「ジプシー」は「国家の災難」とみなされていたため、1933年の行動は「人種的迫害」ではなく、「ジプシーの特徴（反社会的行動、犯罪、放浪）」が原因であったと述べられている²³。

また、シンティ・ロマになされた迫害の原因を彼ら自身の「反社会的行動」と見る態度

¹⁸ 山田敏之「ドイツの補償制度」前掲『外国の立法』、13-4頁参照。「移行条約」では、「ナチ不法に対する補償法」以上に被害者に有利な連邦法の制定や、民族を理由とする被害者の健康被害の補償が定められた。また「ハーグ第1議定書」でも、補償法に関する20項目の改善点が合意された。

¹⁹ 石田、前掲書、133頁参照。

²⁰ 山田、前掲「ドイツの補償制度」、21頁参照。

²¹ 石田、前掲書、131頁参照。

²² 「連邦補償法」の邦語訳は、山田敏之訳「国家社会主義による迫害の被害者に対する補償に関する連邦法（連邦補償法）」『外国の立法』34巻3・4号、1996年、55-128頁参照。

²³ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp. 124.

は、補償当局のみならず、司法当局においても見られた。1956年、連邦通常裁判所はシンティ・ロマへの集団的迫害の開始時点についての判断を下し、1943年以降になされたシンティ・ロマへの迫害は人種的動機に由来することを認めた。しかし同時に、1943年までの迫害について人種的動機を認めない判決を下した²⁴。それゆえ1943年以前にナチスの措置により迫害を受けていた人々は、個々の事件において人種的理由による迫害であることを自ら立証せねばならず、その結果、これらの補償申請の多くが却下された。

さらにナチ期の迫害そのものが、シンティ・ロマへの補償の適用を困難にする状況を作り出していた。例えば、ナチ期の「ジプシー」の就学禁止令の結果、シンティ・ロマの間では文盲率が高く、それゆえ補償申請に必要な書類提出が非常に困難となった。また、ナチ期の財産没収や敗戦後も続く就職差別はシンティ・ロマに貧困を強いた。それゆえ、弁護士を介して補償を申請できる人々は極めて限られていた。さらに、国家や行政に対する不信感から補償申請を躊躇する者も存在した。この不信感は「補償は我々に対する第二の迫害だ」とまで言わしめるほど根強かった²⁵。

このように、さらなる「外的要因」や「推し進める力」により「連邦補償法」の制定をみたが、補償当局や司法当局、状況に規定されたシンティ・ロマの行動が、結果的に補償を「押しとどめる力」として作用した。

第三節 「連邦補償法」を取り巻く社会状況と補償政策の進展

この「連邦補償法」が制定された1950年代後半の連邦共和国では、ナチズムと反ユダヤ主義にまつわる事件²⁶が頻発していた。また「元ナチ裁判官」問題が注目された時期でもあった²⁷。そして1961年4月より始まる「アイヒマン裁判」²⁸は、ドイツの過去への取り組みに大きな影響を及ぼした。これらの事件は国内外でドイツの過去への取り組みを問い直す契機となり、補償をさらに「推し進める力」、そしてそれを取り巻く「外的要因」を新たに生み出した。

補償当局や司法当局内部よりこれまでの判断に疑念が出されたのもその一例である。フランクフルトの統一補償機構中央本部の責任者クルト・メイは、これまでの判断を改める

²⁴ 金子、前掲論文、22-3頁参照。

²⁵ 金子、前掲論文、23頁参照。

²⁶ この時期の反ユダヤ主義的スキャンダルの例としては、高校教師が起こした反ユダヤ主義スキャンダルである「ツイント事件」や、元親衛隊幹部の過去が明らかになった「ウルム事件」が有名である。

²⁷ 1957年5月、東ドイツ政府が、元ナチ裁判官や元ナチ検事のリストを公開した事件に端を発して、政治問題にまで転化した事件。

²⁸ ナチの反ユダヤ人政策全体の立案と調整に取り組んだアドルフ・アイヒマンが、1960年5月、潜伏中のブエノスアイレスでイスラエルの諜報機関モサドに拉致され、イスラエルに護送された。これに伴いイスラエルの手で1961年4月10日に裁判が開始され、1961年12月15日、エルサレム地裁はアイヒマンに対し死刑を宣告した。

べく補償局の代表者や司法関係者に積極的に働きかけ、ミュンヘン現代史研究所の歴史家ブッフハイムに歴史的事実の確認を依頼した。そしてメイの提言を受けて、フランクフルト上級地方裁判所の司法官フランツ・カルヴェリ・アドルノは連邦通常裁判所判決を鋭く批判する記事を投稿した²⁹。

この記事は補償当局や司法当局での少数意見であったが、この記事の影響を受けて、1963年5月に連邦通常裁判所は、1935年から遅くとも1938年には集団的迫害が開始されたと判例を変更した。そしてシンティ・ロマになされた人種診断をナチによる迫害であると認定した。これに伴い、法手続上でも補償の申請を却下していた人々の再審査申請を認める救済措置が採られた³⁰。

1965年9月、「連邦補償法」の改正・追加作業の完了形として「連邦補償法終結法」が制定された。この「連邦補償法終結法」は補償の申請期限を設けるものでナチス犠牲者諸団体の批判を受けたが³¹、シンティ・ロマに関しては1938年12月の「ジプシー禍撲滅令」以降の集団的迫害を認めていた³²。しかし、1938年以前の迫害は認定されないままであった。こうして「連邦補償法」を中心とした補償枠組みは完成とされた。

しかし、このような判例変更や救済措置、法律制定にもかかわらず、ほとんどの裁判官はシンティ・ロマへの偏見に基づき³³、人種的理由ではなく労働懈怠や「反社会的分子」であることを理由とした迫害とする認定を行なった。そのため、多数の人々は補償法の適用を受けることができなかつた。連邦共和国政府が1979年に実施した1112世帯のシンティ家族の調査によると、46家族（4.1%）のみが「補償年金」を主たる収入源としてあげ、その10倍を越す484家族（43.5%）が「生活保護」によって生活している実情が明らかにされた³⁴。この調査結果のように、「連邦補償法」を中心とした補償枠組みの中では、シンティ・ロマは十分な補償を受けることができず、依然として厳しい生活状況にあった。

このように、「連邦補償法」を中心とした補償は、「外的要因」や「押し進める力」、「押しとどめる力」の結果、法の制定や司法判断が補償を実施する方向で進む一方で、補償の適用をなかなか受けられないといった流れで進展した。

²⁹ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp.126-8.

³⁰ 山田、前掲「ドイツの補償制度」、10頁参照。

³¹ 金子、前掲論文、23頁参照および山田、前掲「ドイツの補償制度」、21-2頁参照。

³² 山田、前掲「ドイツの補償制度」、21-2頁および川喜田敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005年、106頁参照。

³³ Heinz Düx: Wiedergutmachung gegenüber den Opfern von NS-Verbrechen, in: Hermut D. Fangmann/Norman Peach (Hrsg), *Recht, Justiz und Faschisms. Nach 1933 und heute*, Köln 1984, S.109.

³⁴ 金子、前掲論文、23頁参照。この結果は、ナチ迫害の結果困窮に陥ったものの救済は「連邦補償法」では十分行われておらず、「生活保護」により生活を維持している実情を示している。

第二章 「特例基金」を中心とした補償枠組みとシンティ・ロマ

第一節 ロマ人権運動の開始とドイツ社会の変容

1965年の「連邦補償法終結法」により、シンティ・ロマが適用され得る補償枠組みは完成された。しかしさらなる補償の実施が求められた結果、1981年に「非ユダヤ系被迫害者特例基金」³⁵が設置される。

この「非ユダヤ系被迫害者特例基金」が成立する背景として、まずシンティ・ロマ自身の手による人権獲得・反差別運動が開始された。1971年、シンティとして初めての政治活動・デモが「西ドイツ・シンティ中央委員会」の結成により始められた。このドイツ国内での運動組織は、1972年に組織名を「ドイツ・シンティ連盟」と変え、70年代後半からシンティ・ロマもナチス被害者として戦後補償が認められるよう強制収容所跡地での追悼集会やハンストなどの運動を続けた。そして1982年5月に組織名を「ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会」に変更した³⁶。人権運動とともに戦後補償の進展を要求していたこれらの組織は、補償を「推し進める力」として作用した。

さらに、『ホロコースト』の放映はドイツ社会に重要な影響を与えた。1979年1月22日から28日まで放映された連続テレビ映画『ホロコースト』は、自らの名においてなされたおぞましい行為をドイツの人々に「情緒的に」理解させ、ナチ時代の過去に対する人々の意識を大きく変えた。また、『ホロコースト』は映画の中にシンティ・ロマの迫害を描き出すことで、シンティ・ロマの迫害をドイツの人々に意識させる影響も及ぼした³⁷。

この『ホロコースト』の放映の後、ドイツの人権組織である「被抑圧民族協会 (Gesellschaft für bedrohte Völker)」が、シンティ・ロマに対する差別的軽蔑や人種的な言動が不法であるという新たな意識づけに貢献した³⁸。この協会の活動により、『ホロコースト』の放映から罪悪感や羞恥心に苦しんでいたドイツ人は、ユダヤ人に比べ深い罪悪感を呼び覚まさない犠牲者の「代用品」としてシンティ・ロマをナチズムの犠牲者と捉えるようになった³⁹。

そして中央委員会や「被抑圧民族協会」の協力により、1979年10月、ベルゲン・ベルゼン強制収容所跡地でシンティ・ロマのナチ被被害者の追悼集会が開催された⁴⁰。この集会には、ユダヤ人生存者でもある当時のヨーロッパ議会議長シモン・ヴァイルが出席した。

³⁵ 山田訳、「補償の枠内における苛酷さを個別に救済するための、ユダヤ系の出自でない被被害者に対する資金の授与に関する連邦政府指針」前掲『外国の立法』、157-8頁。

³⁶ 金子マーティン『「ジプシー収容所」の記憶—ロマ民族とホロコースト—』岩波書店、1998年、147頁参照。

³⁷ 石田、前掲書、230-242頁参照。

³⁸ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p. 159.

³⁹ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp. 183-7.

⁴⁰ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p. 193.

彼女の出席は国内外のメディアの注目を引き⁴¹、集会を国際的なものとした。さらに、1980年4月、ダッハウ強制収容所跡地において13人のシンティによりハンガーストライキが行われた。このハンガーストライキの結果、当時の与党SPDによって政治上の争点としてシンティ・ロマの問題（「ジプシー問題」）が取り扱われることとなった⁴²。そして、1981年のゲッティンゲンにおける第三回世界ロマ会議の開催も、これらの組織の協力によって進められた。

こうした1980年代初めのシンティ・ロマの運動は、国内外に様々な影響を与えた。まず国外的には、第三回世界ロマ会議において、戦争犯罪調査委員会の委員が選ばれ、代表団が補償問題に関する覚書きを連邦政府に手渡した。この覚書きの中で連邦共和国は、ナチ期の恐るべき犯罪を道義上補償する活動として特別基金を設け、「ジプシー問題」の解決に貢献することを要求されていた⁴³。この覚書きは補償を進める上での「外的要因」となった。そして国内的には、1982年にSPD党首ヘルムート・シュミット首相とロマニ・ローゼを中心とした中央委員会の代表者との会合がなされた⁴⁴。次いで野党CDU党首ヘルムート・コールとの会談も表現するが、このことはシンティ・ロマへの援助問題が国家的課題となったことを示している。これら与野党の指導者との会談は補償を「推し進める力」として作用した。

第二節 「特例基金」の成立

以上のような状況の下で、もう一つの補償枠組みが始動することとなった。1980年、先行事例として、連邦補償法の要件を満たすことができず補償を受けていないユダヤ人の被迫害者を対象として、4億マルクの「ユダヤ系被迫害者特例基金」が設置された。「ユダヤ系被迫害者特例基金」は、「対独ユダヤ人物的請求会議」に供与され、同会議により配分された⁴⁵。そして、シンティ・ロマを被迫害者承認するようになった1980年代の社会状況の中で、シンティ・ロマも適用可能な補償枠組みが成立する。

1981年8月、連邦補償法の要件を満たすことができず補償を全く受けていない非ユダヤ人の被迫害者を対象として、連邦政府は1億マルクの資金を拠出する「非ユダヤ系被迫害者特例基金」を設置した。この1億マルクは、重度の健康被害を被り特別な困窮状態にある人のために8000万マルク、そして9ヶ月以上強制収容所に拘禁されていたなどの特別な理由がある場合に支払われる「補償寄託基金」に2000万マルク充てるよう定められた。こ

⁴¹ リベラルなメディアは、1980年代以降シンティ・ロマを登場させ、個人的な物語や迫害の経験を語ることでシンティ・ロマを取り巻く社会状況の改善に一定の影響を与えた。

⁴² ローゼ、前掲論文、108-9頁および Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp. 195-6参照。

⁴³ バックソン、ケンリック、前掲書、285-6頁参照。

⁴⁴ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p. 201.

⁴⁵ 山田、前掲「ドイツの補償制度」、31-2頁参照。

の8000万マルクはノルトライン・ヴェストファーレン州ケルン市長の管理下に置かれ、残り2000万マルクは連邦大蔵省の管理に置かれていた⁴⁶。

しかし、「非ユダヤ系被迫害者特例基金」は、「ユダヤ系被迫害者特例基金」と比べると、補償の適用を受けにくい制度になっていた。まず、「ユダヤ系被迫害者特例基金」がユダヤ人自身の団体である「対独ユダヤ人物的請求会議」の自主管理であるのに対して、「非ユダヤ系被迫害者特例基金」は、連邦政府による管理とされていた⁴⁷。そして、「ユダヤ系被迫害者特例基金」が犠牲者の集団としてユダヤ人のみを対象とするのに対し、「非ユダヤ系被迫害者特例基金」はユダヤ人以外の被迫害者というレベルで対象を決めているため、シンティ・ロマを個別的に対象としてなかった。

さらに補償当局の態度⁴⁸は、旧態依然としていた。1985年2月、「特例基金」8000万マルクを管理するケルン市長は、「シンティはナチスによって人種的理由により迫害を受けたのではなかった」と公言した。その後、この発言に反対の意思を表明するため、60人の中央委員会活動家がケルン市で抗議デモを行い、それが大きく報道された。結局、ケルン市長は、人種迫害はなかったという主張を取り下げたが、こうしたシンティ・ロマへの抵抗感は補償当局内に根強く残っていた。

実際、シンティ・ロマによる補償申請の60%はケルン市長によって拒否されているといわれている。また、「補償寄託基金」もシンティ・ロマが提出する補償申請の90%を却下していると中央委員会は批判している⁴⁹。結局、実際の適用に際して、不利な認定は存続し、このような補償枠組みと「押しとどめる力」の中では、補償の実施はスムーズに進展しなかったのである。

第三節 緑の党の進出と補償政策の進展

このような「非ユダヤ系被迫害者特例基金」の適用状況の改善を求めてシンティ・ロマ自身もさらに運動を展開するが、補償の進展に際して大きな影響を与えたのは「緑の党」の登場である。1980年、「自然との共存、底辺民主主義、社会的であること、非暴力」の4原則をスローガンに緑の党が成立した。この党は1970年代の「新しい社会運動」を統合して生まれた反政党的な政治運動で、1983年3月の連邦議会選挙で27議席を獲得して議会進出を果たした⁵⁰。

⁴⁶ 金子、前掲論文、25頁参照。

⁴⁷ 金子、前掲論文、25頁参照。

⁴⁸ 当時の行政内部に根強く残る差別の事例としては、「ダルムシュタット事件」が参考となる。小川悟「ダルムシュタット事件（1）」『部落解放研究』65号、1988年及び同「ダルムシュタット事件（2）」『部落解放研究』66号、1989年参照。

⁴⁹ 金子、前掲論文、25頁参照。

⁵⁰ 石田、前掲書、270頁参照。

緑の党は「社会的であること」を強いることで生じる社会的不平等の是正を唱え⁵¹、連邦綱領の中でシンティ・ロマの独自性を補償する必要性を説いた⁵²。このように緑の党は、シンティ・ロマの生活を「ブルジョア的ライフスタイルへのアンチテーゼ」と捉える20世紀初頭以来の一種のロマン主義的世界観を有していた⁵³。しかし、こうしたイデオロギー性はともかく、シンティ・ロマを取り上げることがナチの過去との同一化から自由にすることもあり⁵⁴、緑の党の支援は、シンティ・ロマの補償を「推し進める力」となった。

「過去の克服」に積極的な緑の党は、1983年の連邦議会進出とともに、これまで一般の人々の意識に上らなかった様々な「忘れられた犠牲者」に注目し、これを戦後世代が解決すべき人権問題のひとつに位置づけた⁵⁵。1987年4月、すべてのナチス被害者に対する平等な補償のための立法を政府に求めて決議案を提出し、1987年6月にはこれまでの迫害概念の下で補償の対象外とされた被害者への補償に関して内務委員会で問題提起を行った⁵⁶。また、1987年4月、緑の党はすべてのナチ被害者に対する平等な補償の実施のための立法を政府に求める決議案を提出した。その結果、反社会的分子とされた人々や安楽死の被害者、同性愛者の人々を対象とした「一般戦争結果法の枠内における苛酷救済給付のための指針」が政府より出されることとなった⁵⁷。この「忘れられた犠牲者」として、シンティ・ロマも救済を受けることとなった。

また、シンティ・ロマ自身の要求活動もさらに加速した。1986年11月、連邦政府によるナチス補償総額の発表⁵⁸に対し、中央委員会は補償年金支払いから不当に除外された435人の資料を作成し、社会民主党党首に大統領、首相、連邦蔵相との仲介を依頼した。その翌年1987年6月にもいまだ補償を受けていないシンティ・ロマ約100人の追加資料（合わせて525人）を連邦政府に提出した。また、それ以外に補償を得ていないシンティ・ロマの案件810件が判明していると公表した。そこで、連邦議会は1987年12月に「特例基金」の3億マ

⁵¹ ハンス＝ヴェルナー・リュトケ、オラーフ・ディネ編（荒川宗晴、石井良他訳）『西ドイツ緑の党とは何か』人智学出版社、1983年、386頁参照。

⁵² リュトケ、ディネ、前掲書、328-9頁参照。具体的な要求としては、「これまでに与えた不正の数々に対して徹底的な償いをする」こと、「移住を強制しない」こと、「役所での嫌がらせをやめる」こと、「ジプシーに関する問題を取り扱うすべての審議機関にジプシーからも代表を送る」こと、「社会的地位や健康状態の改善のために種々の措置を講ずる」こと、「少数民族としての承認と援助を受ける」こと、「学校の授業を彼らの生活様式に合わせて実施する」こと、「自助の精神に立って援助する」こと、そして「流浪の民に対する社会立法を改善する」ことが挙げられた。

⁵³ Margalit, *Germany and its Gypsies*, pp. 194-6.

⁵⁴ Margalit, *Germany and its Gypsies*, p. 193.

⁵⁵ 石田、前掲書、291頁参照。

⁵⁶ 山田、前掲「ドイツの補償制度」、38頁参照。

⁵⁷ 山田、前掲「ドイツの補償制度」、38頁参照。

⁵⁸ この発表では、連邦補償法や「特例基金」の実施に際してナチスの犠牲となったシンティ・ロマの人が不利益を被ることはなかったと述べていた。

ルク増額を決定し、同時に「非官僚的対応によって早急に」被迫害者への補償が支給されねばならないと表明した⁵⁹。

しかし、シンティ・ロマへの補償は必ずしもスムーズに進まなかった。1989年2月の「非ユダヤ系被被害者特例基金」に関する実績報告では、一括払い補償申請1369件のうち916件（66.9%）、月払い補償申請353件のうち10件（2.8%）が申請者に有利に処理されたとされていた。また、補償を不当に却下された525件のうち、89年3月現在で犠牲者にとって有利に解決され、補償年金が支給されたのは50件であった⁶⁰。

このように、1970年代後半より続く社会状況の変化や国内外の運動の展開、緑の党の協力といった「押し進める力」、それを取り巻く「外的要因」によりさらなる補償枠組みが設置されたが、補償当局を中心とした「押しとどめる力」は未だに根強く、補償の実施はなかなか進まなかった。

おわりに

シンティ・ロマの戦後補償は、3つの要因の視点から見ると、補償当局や司法当局内部に見られる「押しとどめる力」の一方で、連合国や独立後の国内的課題、シンティ・ロマの運動、緑の党など「押し進める力」やそれを取り巻く「外的要因」に規定されて進展したといえる。そして、シンティ・ロマの戦後補償は、法的整備や司法判断など補償枠組みにおいては「外的要因」や「押し進める力」に影響を受けるが、補償の実施においては「押しとどめる力」が根強いという二面性がその特徴といえる。

このように、ドイツの「過去の克服」のあり方を理想化して論じるには、それを「押しとどめる力」が根強く、反対にドイツの「過去の克服」のあり方を矮小化して論じるには、それを「押し進める力」やそれに有利に作用した「外的要因」は無視し得ないのである。こうした二面性を持つシンティ・ロマの戦後補償は、確かにドイツ「過去の克服」の一つの側面であり、同じく過去への取り組みを求められる我々に重要な事例として現れるのである。

参考文献

石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ—』白水社、2002年。

石田勇治『20世紀ドイツ史』白水社、2005年。

井関正久『ドイツを変えた68年運動』白水社、2005年。

ハンス＝ヴェルナー・リュトケ、オラーフ・ディネ編（荒川宗晴、石井良他訳）『西ドイツ

⁵⁹ 金子、前掲論文、25-6頁参照。

⁶⁰ 金子、前掲論文、26頁参照。

- 緑の党とは何か』人智学出版社、1983年。
- 大里賢太「継承される差別—『ジプシー概念』とドイツにおける『ジプシー政策』をめぐって—」『立命館言語文化研究』第12巻3号、2000年。
- 大里賢太「定位される『ジプシー』」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』柏書房、2002年。
- 小川悟『ジプシー—抑圧と迫害の轍—』明石書店、1990年。
- 小川悟『ジプシー—シンティ・ロマの抑圧の軌跡—』関西大学出版部、2001年。
- 梶村太郎、金子マーティン他『ジャーナリズムと歴史認識—ホロコーストをどう伝えるか—』凱風社、1999年。
- 金子マーティン『ナチス強制収容所とローマ生還者の体験記と体験—』明石書店、1991年。
- 金子マーティン「ロマ民族のナチス被害に対する国家補償」『歴史学研究』630号、1992年。
- 金子マーティン「ドイツ連邦共和国におけるロマ民族のナチス被害に対する国家補償と強制労働に対する企業賠償」『岡山部落解放研究所紀要』9号、1993年11月。
- 金子マーティン編『「ジプシー収容所」の記憶—ロマ民族とホロコースト—』岩波書店、1998年。
- 川喜多敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005年。
- 熊野直樹「ドイツの『過去の克服』—国内外の三つの力が戦後補償に影響した—」『エコノミスト』83巻41号、2005年。
- グラタン・パックソン、ドナルド・ケンリック（小川悟監訳）『ナチス時代の「ジプシー」』明石書店、1984年。
- イアン・ハンコック（水谷驍訳）『ジプシー差別の歴史と構造—パーリア・シンドローム—』彩流社、2005年。
- イザベル・フォンセーカ（くぼたのぞみ訳）『立ったまま埋めてくれ』青土社、1998年。
- アンガス・フレーザー（水谷驍訳）『ジプシー—民族の歴史と文化—』平凡社、2002年。
- 坪郷實『新しい社会運動と緑の党—福祉国家のゆらぎの中で—』九州大学出版会、1989年。
- 水谷驍『ジプシー—歴史・社会・文化—』平凡社、2006年（平凡社新書）。
- ロマニ・ローゼ「人種主義でなく市民権を」『部落解放研究』53号、1986年。
- 山田敏之「ドイツの補償制度」『外国の立法』第34巻3・4号（通巻199・200号）、1996年。
- Heinz Düx: Wiedergutmachung gegenüber den Opfern von NS-Verbrechen, in: Hermut D. Fangmann/ Norman Peach (Hrsg), *Recht, Justiz und Faschismus. Nach 1933 und heute*, Köln 1984.
- Margalit, Gilad: *Germany and its Gypsies: a post-Auschwitz ordeal*, Wisconsin, 2002.